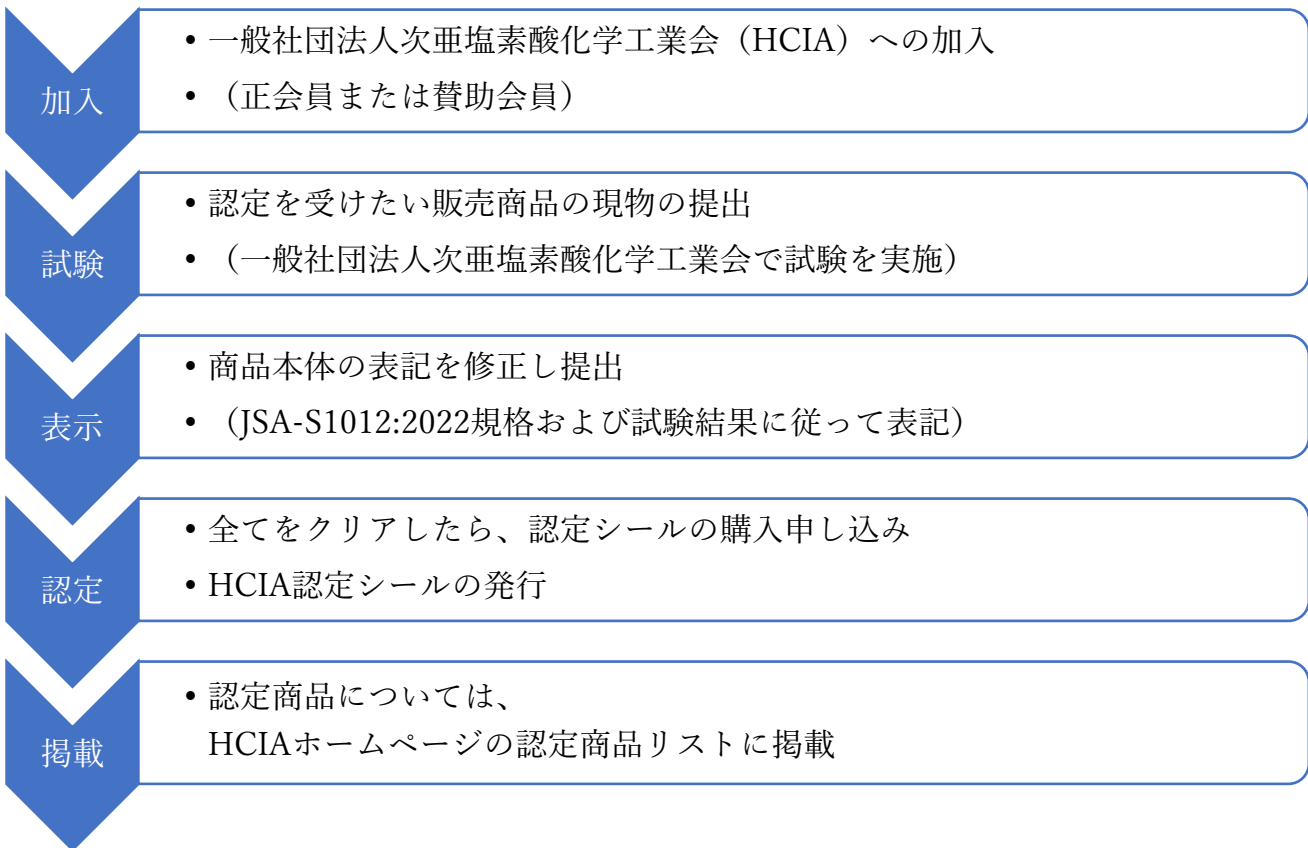


次亜塩素酸水関連事業者の JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マーク取得方法

JSA-S1012:2022 準拠の HCIA 認定マークの発行を希望される事業者の方は、以下の手順に従って申請をお願いします。他の団体にご加入の事業者の方も申請いただけます。



詳細に関しては、一般社団法人次亜塩素酸化学工業会（HCIA）ホームページでご確認ください。
<https://hcia.or.jp/>

JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マーク取得に関わる詳細規定

1. 当該製品の品質及び製造法について当工業会の審査を受けたうえで、当会の会員となること。
2. 製品の品質、表示等に不備の無いものについては当工業会より認証シールを発行する。
3. 認証された製品の中で日本規格協会の定める JSA 規格にのっとり製品品質保持試験(有償)に合格した製品にのみ JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マークを付与される。
4. JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マークを取得した製品は、その品質、表示等について JSA 規

格内容を遵守する義務を負う。

5. 製品品質保持試験に不合格になった製品については、等工業会より品質保持試験合格のための指導(有償)を受けることができる。
6. JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マークの使用が許可された製品であっても、製品の品質又は表示等に不備が認められた場合は、JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マークの発行は取り消される。
7. 認証が取り消された製品については、工業会審査委員立ち合いのもとに、改善を行い、改めて品質保持試験に合格したうえで、JSA 規格準拠を証する HCIA 認定マークの再発行を受けることができる。